

IV 各專門部会指針

〔2 口腔機能部会〕

口腔機能向上部会

1 目的

高齢者が、「おいしく、楽しく、安全に食べること」を通じて地域の人々と触れ合い、仲間づくりや社会参加ができるような「地域づくり・まちづくり」をめざすことを支援します。また、口腔機能が低下しているが（おそれがあり）、要介護認定を受けていない虚弱な高齢者を対象として、生活機能の維持・向上を通じて要支援・要介護状態に陥らないよう、口腔機能が低下している状態を早期に発見し、介護予防事業を通じて、早期に改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援します。

2 実施におけるポイント

- ・ 廃用症候群の予防・改善を目指す
- ・ 確実な把握
（介護予防を必要とする高齢者をできるかぎり早期に把握して、集中的にサービスを提供する。）
- ・ 具体的な目標の明確化
（自己目標を設定し、高齢者の生活機能が向上するような支援をする。）
- ・ 本人の意欲の向上
（利用者の主体的な参加を促し、あくまでもサービスは目標達成の手段とする。）
- ・ 高齢者における生活の質の改善を目指す
（改善の為に介護予防サービスを活用）
- ・ サービス提供にあたっては、民間活力を積極的に活用する。

3 内容

- ・ 口腔機能向上の必要性と対応についての教育
高齢者が「食べること」を通じて、食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防、運動器の機能向上を達成するための正しい知識と技術の普及啓発や健康教室などの活動支援を行ないます。
事業への積極的な参加を図るため、口腔機能が果たす大きな役割について教育を行ないます。
- ・ 口腔衛生の自立支援
口腔を清潔にすることは、気道感染予防のための必要不可欠な条件であることから、必要性について説明し、日常的な口腔清掃の指導を実施します。
- ・ 摂食・嚥下機能訓練
食事時の誤嚥・窒息の予防の必要性とその対策を説明し、咀嚼訓練・嚥下訓練・構音訓練・発声訓練・呼吸訓練を実施します。

口腔機能の向上事業の流れと各種様式

